

議会議案第5号

地方自治法第180条第1項の規定に基づく
市長専決処分事項の一部変更について

地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長専決処分事項の一部を次の
ように変更しようとする。

平成24年6月26日提出

提出者

奈良市議会議員 内 藤 智 司

賛成者

奈良市議会議員 松 岡 克 彦

同 大 坪 宏 通

同 宮 池 明

同 階 戸 幸 一

同 北 村 拓 哉

同 北 良 晃

同 池 田 慎 久

同 高 橋 克 己

地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長専決処分事項の一部変更について

地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長専決処分事項（昭和28年奈良市告示第16号）の一部を次のように変更する。

第1項及び第2項中「なす」を「定める」に改め、第3項中「地方自治法」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）」に、「なす」を「行う」に改める。

本則に次の2項を加える。

- 5 支払督促の申立てに係る訴えの提起及び和解（前項に規定するものを除く。）に関する事。
- 6 法律上市の義務に属する1件100万円以下の損害賠償の額の決定並びに当該決定を伴う和解及び調停に関する事。

（提案理由）

本市保有の未収債権の回収において支払督促の手續に対する異議申立てにより通常訴訟に移行した場合における訴えの提起及び和解について速やかに対応し、また、1件100万円以下の損害賠償の額の決定と当該決定を伴う和解及び調停について速やかに解決を図るため市長専決処分事項に追加するとともに、その他文言の整備を行う。